

市長のこぼれ話

年度末を迎えて

卒業シーズンを迎えた。コロナ禍で思い通りにならなかったことも多かったと思うが、無事課程を修了し、新たなステージへと進む皆様にエールを送りたい。

年度末を迎え、市としても、振り返ればコロナ対策に走り回った一年といえる。しかし、今後は福祉会館を含む中央エリアの再編成や大規模な都市計画公園の整備、駅前再開発など街づくりが進む。

小平市長 小林洋子



新型コロナウイルス ワクチン接種の情報

新型コロナウイルスワクチンの接種券を順次発送しています。接種券に同封の説明書や小平市ホームページなどを確認し、副反応など、接種の際のリスクを理解したうえで、接種を検討してください。接種は強制ではありません。

接種券の発送日程

令和3年10月に2回目のワクチン接種をした方への、接種券発送の日程が変更になりました。

Table with 3 columns: 2回目の接種日, 接種券発送日, 3回目接種可能日. Rows show dates from October 1st to 30th, 2021, and corresponding vaccination dates in 2022.

18歳以上の方の3回目接種

3月22日(火)から、個別接種の4月分の予約枠を開放します。集団接種は、4月16日(土)まで予約枠を開放します。4月23日(土)以降の予約は、決まりしだい、市報こたていらや小平市ホームページでお知らせします。

5歳から11歳までの方の1・2回目接種

3月28日(月)から、1回目が4月分の予約枠を開放します。1・2回目をセットで予約できます。

接種会場

◆集団接種会場

▷4月16日(土)まで…福祉会館前市民広場特設会場
▷4月23日(土)から…18歳以上の方は健康センター、5歳～11歳の方はルネサスエレクトロニクス株式会社

◆個別接種会場

※医療機関の一覧など、詳しくは小平市ホームページをご覧ください。

ワクチン接種に関する問合せ

◆電話での予約や相談など

▷小平市コロナワクチンコールセンター ☎0120(985)365 (月曜～土曜日(祝日を除く)、午前9時～午後6時)

◆予約以外の相談など

▷市役所5階503会議室 ☎042(312)1289 (月曜～金曜日(祝日を除く)、午前8時30分～午後5時)

住民税非課税世帯等へ

臨時特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給します。

給付額

1世帯当たり10万円
※1世帯につき一度まで。住民税非課税世帯と家計急変世帯の重複受給はできません。

給付時期

確認書(または申請書)を受理し、審査が終わりしだい、順次振り込み

申請書類や申請方法など、詳しくは小平市ホームページをご覧ください。



対象

◆住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で、小平市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税で、①・②のいずれかに該当する世帯

①世帯のすべての方が、令和3年1月1日以前から現住所に住んでいる

対象と思われる世帯に、確認書を送付しました。同封の記入例を参考に、対象要件に合致することを確認のうえ、必要書類を送付してください。

確認事項 ▷記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと
▷住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

提出期限 確認書に記載されている期限まで

②世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる

申請が必要です。

小平市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、必要書類と併せて送付先へ提出してください。

※申請書をダウンロードできない方は、お問い合わせください。

提出期限 9月30日(金)まで(必着)

◆家計急変世帯

次のすべてに該当する世帯

▷新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月から令和4年9月までの間で、家計が急変した
▷世帯全員それぞれの年収見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下になった

申請が必要です。

小平市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、必要書類と一緒に送付先へ提出してください。

※申請書をダウンロードできない方は、お問い合わせください。

提出期限 9月30日(金)まで(必着)

※新型コロナウイルス感染症の影響でない収入減少などにより、給付金を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

住民税均等割非課税相当水準の判別方法

令和3年1月以降、任意の1か月の収入を年収に換算して判定します。収入の種類は、給与、事業、不動産、年金などです。

申請時点の世帯状況で、令和3年度分住民税均等割が課されている世帯全員のそれぞれの収入または所得について判定します。

※非課税の公的年金等収入(遺族・障害年金など)は含みません。

申請書などの送付先

〒170-8750 豊島区東池袋4-5-2 ライズアリーナビル13階
小平市臨時特別給付金担当

詐欺にご注意を

臨時特別給付金をかたる振り込み詐欺や、個人情報の詐取にご注意ください。自宅や職場などに都道府県、市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合には、ご相談ください。

問合せ ▷消費者ホットライン188 ☎188

▷新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120(213)188

問合せ

▷小平市臨時特別給付金コールセンター

☎0120(929)984 (平日の午前9時～午後5時15分)